

実 務 実 践 事 例

分類	給 与 諸 手 当	作成年月日	平成20年6月						
表題	既に単身赴任手当を受給していた者の異動について								
内容	<p>①事務処理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 前勤務校で既に単身赴任手当を受給していた職員が、定期異動により引き続き単身赴任となった。 天草市（同居）⇒ 人吉市（単身赴任）⇒ 水俣市（単身赴任）と異動。 <p>②問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身赴任届及び認定簿の「職員の異動前の住所」は、配偶者と別居した事実が発生した時の住所を記入する。 「異動前の住居から勤務公署までの距離」は、天草市～水俣市の距離を記入。 <p>③実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身赴任手当の再認定を行った。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 異動後の職員の住民票 前回の認定簿(写)及び添付書類(写) </td> <td style="width: 5%; border: none; text-align: center;">}</td> <td style="width: 45%; border: none;">提出した</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 異動前の職員宅世帯全員の住民票 異動後の配偶者宅全員の住民票 </td> <td style="border: none; text-align: center;">}</td> <td style="border: none;">省略した</td> </tr> </table> <p>【参 考】 ※自らが単身赴任となり、配偶者が県費負担教職員である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者宅が借家であれば、契約者の変更を行い、配偶者が家賃を負担することで、住居手当（借家）支給可能。 配偶者に所有権がある自宅で、配偶者が世帯主となれば、住居手当（自宅）支給可能。 			<ul style="list-style-type: none"> 異動後の職員の住民票 前回の認定簿(写)及び添付書類(写) 	}	提出した	<ul style="list-style-type: none"> 異動前の職員宅世帯全員の住民票 異動後の配偶者宅全員の住民票 	}	省略した
<ul style="list-style-type: none"> 異動後の職員の住民票 前回の認定簿(写)及び添付書類(写) 	}	提出した							
<ul style="list-style-type: none"> 異動前の職員宅世帯全員の住民票 異動後の配偶者宅全員の住民票 	}	省略した							
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> 単身赴任届及び単身赴任手当認定簿(様式1) 								
感想	認定時の添付書類が新規認定時より少なく、意外にスムーズに処理を行えた。								

※分類は、給与諸手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等